

再生土問題に係る主な経過について

時 期	主 体	概 要
H17.5.28～6.17	京都府	別件の京田辺市田辺茂ヶ谷地内に再生土と称する建設汚泥処理物が平成16年3月から6月にかけて不法投棄された事案に関連して日本興産(株)が府に対して提起した廃棄物不該当確認請求訴訟の中で、平成16年3月～平成17年5月にかけて城陽市山砂利採取跡地にも再生土が搬入されたことを認知(6/6受付) 日本興産(株)から報告徴収
H17.6.3～18.1.24	京都府	廃棄物処理法に基づく山砂利業者等への報告徴収、立入検査を実施。(その際、産廃であれば撤去もあり得る旨指導)
H17.10.11	京都府	京田辺市茂ヶ谷の事案により行政処分:日本興産(株)に係る産業廃棄物収集運搬業の京都府許可の取消
H17.10.18～11.6	京都府	土質検査、土壌検査(5事業所、7箇所から検体採取検体)を実施
H17.11.17	大阪府	京田辺市茂ヶ谷の事案により行政処分:日本興産(株)に係る産業廃棄物処分業の大阪府許可の取消
H17.11頃	京都府	報告徴収、立入検査等の結果、この頃までに、再生土が逆有償で搬入されていたことが判明
H17.11.1～11.30	京都府	土質検査の結果判明 → 総じて泥状を呈していない。
H17.12	京都府	再生土を産廃と認定してよいか、環境省に疑義照会
H17.12月下旬	京都府	土壌検査の結果判明 → 基準を超える有害物質は検出されず。ただし、高アルカリ
H18.1.10	京都府	再生土のアルカリ性の影響等に係る専門家による現地調査
H18.1.18	京都府	再生土のアルカリ性の影響等に係る専門家から意見聴取
H18.4.3	環境省 ↓ 京都府	環境省から疑義照会の回答(回答:城陽山砂利採取跡地に搬入された再生土のうち、京田辺市事案と同時期に搬入された、少なくとも3事業者約3,000台分は、産廃と認定できる。)
H18.4.10	京都府	再生土のアルカリ性の影響等に係る専門家からの意見聴取
H18.5.19	京都府	5事業者に搬入された10トンのダンプ約16,300台分のうち、3事業者の約3,000台分については産廃と認定した上で、日本興産(株)を廃棄物処理法(委託基準)違反で告発 併せて、城陽山砂利採取跡地に搬入された全ての再生土(5事業者約16,300台分)について、覆土による安全対策を講じさせる旨表明

H18.6.20	城陽市	城陽市議会において、再生土の撤去を関係者に求める決議案が全会一致で可決
H18.7.20	城陽市	城陽市議会議長が、府知事及び府議会議長に同決議文書を府に送付(7/18付け)
H18.8.1	京都府	近畿砂利協同組合を通じて、各事業者からの覆土に係る施工計画書(案)を受理
H18.9.5	城陽市	城陽市が独自の土壌検査(掘削調査等)を行う旨発表
H18.11.13~11.22	城陽市	城陽市独自の土壌検査(44箇所掘削、10箇所のボーリングによる検体採取)の実施
H18.12.1	城陽市	城陽市議会議長らが京都府(副知事)への再生土の撤去を申し入れ
H18.12.5	京都府	近畿砂利協同組合を通じて、各事業者からの覆土に係る施工計画書を受理
H18.12.7	城陽市	土壌検査結果を専門家に示し公式見解を確認
H18.12.12	城陽市	京都府へ、土壌検査結果データを連絡 → 基準を超える有害物質は検出されず
H19.1.9	京都府	城陽市からの「再生土の土壌分析結果」報告を正式に受理
H19.1.15	城陽市	城陽市から京都府に、覆土の措置が妥当である回答
H19.1.11~18	京都府	各事業者に対する現地での施工計画の確認(城陽市立会)
H19.1.23	京都府	覆土の施工に当たり、再度専門家からの意見聴取
H19.2.2	京都府 城陽市	府議会関係者に対して、覆土の施工をさせる旨報告 市議会議員へ、府が覆土の施工をさせる旨報告
H19.2.6	城陽市	市議会各会派代表幹事会において、覆土の施工につき説明
H19.2.7	京都府	山城広域振興局において覆土の経過等について記者レク
H19.2.9	京都府	覆土の凍結、検証委員会の設置を城陽市に提案
H19.2.23	城陽市	検証委員会の設置を了承